

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害の救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、住民がえん罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとってもえん罪防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになって、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠がえん罪被害を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

2024（令和6）年9月26日、いわゆる「袴田事件」の再審公判において無罪判決がなされ、検察官の上訴権放棄により同判決は確定した。この判決は、捜査機関が有罪を獲得せんとして証拠の捏造に及び、無辜の市民を死刑に追いやるという信じがたい事態が、現実に関わりうることを示している。それでも確定してしまった有罪判決を正すために、1980年の死刑確定から44年という長期間を要した要因に、現行の刑事訴訟法の再審規定（再審法）に構造的欠陥があることは明らかである。

よって、えん罪被害を一刻も早く救済するために、以下のとおり刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正すべきである。

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。

- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 以上のほか、えん罪被害の速やかな救済に資するように再審請求手続の審理のあり方に関する規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月16日

岐阜県海津市議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣